

「2027日台観光サミットin宮崎」実施計画策定・開催支援事業
業務委託企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

日台観光サミットは、台湾からの訪日旅行・日本からの訪台旅行双方の促進と相互交流人口の拡大を目標として、日台双方の旅行業界の経営者や観光業界のトップが一堂に集い、関係強化を図る目的で毎年日台交互に開催されている。

「2027 日台観光サミット in 宮崎」（以下「サミット」という。）の受入にあたり、台湾の観光関係者に宮崎県の観光資源の魅力を紹介し、台湾観光関係者と本県を含む国内観光関係者との関係強化を図ることで、今後の台湾からの誘客促進につなげる。

2 委託の内容

（1）業務内容

「業務委託仕様書」のとおり

（2）委託期間

契約締結日から令和9年8月6日（金）まで

（3）委託料の上限額

39,841,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払いとする。

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、単独企業又は委託業務受託のために結成された共同企業体（JV）とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

○単独企業

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2）本委託業務と同種かつ同規模以上の業務の実績を有する者で受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
同種かつ同規模以上とは、国際会議、国際イベント、国際展示会等の運営又は運営支援のことであり、委託料3,000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものを指す。
実績については、過去10年間で1件以上を指す。
- （3）宮崎県内に、本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- （5）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- （6）役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- （7）都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- （8）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している

者に限る。)の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(9) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。

(10) 本業務の仕様書に定める業務を行うために必要な観光庁長官又は都道府県知事による旅行業法上の登録が行われていること。

(11) その他、実行委員会との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

○共同企業体 (JV)

(1) 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うと。

(2) 共同企業体のすべての構成員が、法人格を有すること。

(3) 共同企業体の構成員のうち、いずれかの者が前号の(2)(3)(10)の要件を全て満たしていること。

(4) 共同企業体の全ての構成員が前号の(1)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(11)の要件を全て満たしていること。

(5) 共同企業体の各構成員が、このプロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

4 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

5 スケジュール

(1) 実施公告 令和8年10月13日(火)

(2) 事前説明会 令和8年10月22日(木) 午後2時から

(3) 質問書受付期限 令和8年10月29日(木) 午後5時

(4) 参加申込期限 令和8年11月 5日(木) 午後5時

(5) 企画提案書等提出期限 令和8年11月12日(木) 午後1時

(6) プレゼンテーション審査 令和8年11月16日(月) 午前予定

場所 審査 宮崎県庁 7号館 744 会議室(宮崎市橘通東2丁目10番1号)

控え室 宮崎県庁 7号館 735 会議室

※オンラインでの参加は認めない。

(7) 審査結果通知 令和8年11月下旬予定

6 事務局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

2027 日台観光サミット in 宮崎実行委員会事務局

(宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課 海外誘致・MICE担当)

電話 0985-26-7530

E-mail kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

7 事前説明会の開催

(1) 日時 令和8年10月22日(木) 午後2時から

(2) 場所 県庁8号館4階 第1会議室

(3) 参加申込 以下 URL より申込。1事業所2名までの参加。

URL: <https://forms.cloud.microsoft/r/uV7LsRi8vJ>

- (4) その他 事前説明会の参加は、企画提案競技の参加とは一切関係なく、審査にも影響しない。

8 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式1「企画提案競技参加申込書」を提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール

※行き違いを防ぐため、送信後に事務局（0985-26-7530）まで電話のうえ、到達を確認すること。

- (2) 提出場所 本要領6（事務を担当する部局）の宛先

- (3) 提出期限 令和8年11月5日（木）午後5時

9 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メール

また、質問には別紙様式2「企画提案競技 質問書」を用いること。

※行き違いを防ぐため、送信後に事務局（0985-26-7530）まで電話のうえ、到達を確認すること。

- (2) 提出場所 本要領6（事務を担当する部局）の宛先

- (3) 提出期限 令和8年10月29日（木）午後5時

- (4) 回答方法 形式上、手続上の軽微な内容に係るものを除き、企画提案競技参加者全員に電子メールで回答する。

10 企画書等提出

- (1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出様式（別紙様式3）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）※内訳が分かるように記載すること。
- ④ 誓約書（別紙様式4）
- ⑤ 法人概要書（別紙様式5）
- ⑥ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）
- ⑦ 類似業務等に関する調書（別紙様式6）、契約書の写し

※類似業務とは、国際会議、国際イベント、国際展示会等の運営又は運営支援のことであり、委託料3,000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものを指す。

また、過去10年間に受託した業務を指す。

- ⑧ 旅行業法上の旅行者として登録済みであることがわかる通知（写）等

【共同企業体にあつては次の書類を追加】

- ⑨ 共同企業体協定書（予定案で可、様式任意）
- ⑩ 構成事業者の業務分担のわかるもの

- (2) 企画書の提出方法

- ① 提出方法 電子メール

※上記（1）の書類をデータ形式PDFファイル（書類は印刷した際にA4サイズとなるようにすること。縦、横どちらでも可）とし、電子メールで提出すること。なお、ファイル合計のデータ容量が5MBを超える場合は電子メールを分割し送信すること。

※行き違いを防ぐため、送信後に事務局（0985-26-7530）まで電話のう
え、到達を確認すること。

- ② 提出場所 本要領6（事務を担当する部局）の宛先
- ③ 提出期限 令和8年11月12日（水）午後1時

（3）作成にあたっての留意点

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。
- ③ 企画提案書は次のとおりとする。
 - ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な取組等の独自提案があれば記載すること。
 - ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ④ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

11 審 査

企画提案競技方式とし、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優れた提案者を選定する。

（1）一次審査

原則、一次審査は行わない。

ただし、提案者が5者以上の場合は、審査委員会事務局である宮崎県観光推進課において、(3)の評価方法により一次審査（書面審査）を行い、(2)の二次審査（プレゼンテーション審査）に進む4者を選定し、11月13日（金）までに一次審査通過の旨を連絡する。（一次審査を通過しなかった者に対しても連絡する。）

（2）プレゼンテーション審査（二次審査）

ア 日時 令和8年11月16日（火）午前予定

※具体的な時間については、参加者毎に別途連絡する。

イ 場所 審査 宮崎県庁 7号館744会議室（宮崎市橘通東2丁目10番1号）
控え室 宮崎県庁 7号館735会議室

ウ 説明時間等

- （ア）説明時間 15分以内
- （イ）質 疑 10分以内
- （ウ）入替時間 5分以内

エ その他

開始時間及び開催方法の詳細については、一次審査通過者に別途通知する。また、出席者数は提案者の統括責任者と主たる担当者を含め3名までとする。

（3）評価方法

別紙「2027日台観光サミットin宮崎実施計画策定・開催支援事業業務委託企画提案競技の審査方法について」による。

（4）選定

ア 企画提案書の内容について、審査委員会を構成する委員ごとに、(3)の配点に基づき採点し、合計得点が300点以上（※1）であった者のうち、最も合計得点の高い提案を行った者を委託先候補者として選定する。

※1：100点×委員5名×6割＝300点

イ 上記アの結果、最高点が複数者あった場合は、審査委員会の協議により 1 者を委託先候補者として選定する。

ウ 提案者が 1 者のみであった場合は、合計得点が 300 点以上であることをもって、当該 1 者を委託先候補者とする。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず申込者に書面で通知する。

(6) 契約の締結等

審査で選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとする。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、契約締結候補者は改めて見積書を提出するものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定を準用する。

12 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。

(2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

(5) 本企画提案競技の参加により、実行委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「3 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

② 提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

⑤ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

(7) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。

(8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に準じて取扱う。